

# くみあいニュース

山口大学教職員組合 (2019年2月27日)

第196号(2018年度-第4号) / 電話:083-933-5034・メール:[fuy-union@ma4.seikyou.ne.jp](mailto:fuy-union@ma4.seikyou.ne.jp)

## 2019年度吉田事業場の過半数代表者に滝野正二郎氏を推薦します

すでに選挙管理委員会からの通知を通じてご存じのことと思いますが、2019年度吉田事業場の過半数代表者選出の投票(信任投票)が3月4日(月)～5日(火)に行われます。山口大学教職員組合は滝野正二郎書記長(人文学部)を過半数代表者として推薦します。

以下、滝野氏の所信表明を紹介します。

山口大学吉田事業場過半数代表候補者：滝野正二郎

### 【経歴】

1987年4月人文学部助手。以後、同講師を経て1994年4月より助教授(2007年4月より准教授)、現在に至る。

### 【組合役員歴】

|             |               |
|-------------|---------------|
| 1993年度      | 山口大学教職員組合書記次長 |
| 2004～2005年度 | 同書記長          |
| 2006年度      | 同副委員長         |
| 2012～2014年度 | 同書記次長         |
| 2015～2017年度 | 同副委員長         |
| 現在(2018年度)  | 同書記長          |

### 【過半数代表歴】

2015年度・2018年度 山口大学吉田事業場過半数代表者

### <所信表明>

労働基準法・労働安全衛生法などによると、事業場過半数代表者の主な役割には次のようなものがあります。

1. 就業規則への意見表明
2. 労使協定の締結
3. 労使委員会委員の推薦・指名
4. 山口大学職員懲戒審査委員会への出席

このうち1.の就業規則への意見表明については、使用者側に合意の義務づけ規定はありませんが、労働者側への意見聴取義務があり、労働基準監督署への届出の際には労働者代表の意見書添付が必要とされ

ています。就業規則は労働基準法の定めを最低基準として作成する必要があります。労働基準法では、1日8時間、1週40時間を超えて労働させた使用者は法にもとづき罰せられることとなっており、使用者側が時間外労働（いわゆる「残業」）をさせようとする場合には「過半数の労働者を組織する労働組合」または「労働者の過半数代表」（以下「労働者代表」とする）と労使協定を結び、労働基準監督署に届け出ることが義務づけられています。その他、裁量労働制の適用等についても過半数代表者の合意が必要とされている等、労働者代表は労働条件の維持・改善に極めて重要な役割を果たすこととなります。

しかし、労使協定締結の対象事項以外の問題について、過半数代表は、意見を述べることはできても交渉権を有していません。これらの問題について大学当局と交渉する場合、交渉権を持つ労働組合（本学の場合は山口大学教職員組合）がその役割を担うこととなります。

私、滝野は、吉田事業場における労働者代表（過半数代表者）の選出に当たり、候補者の一人として、以下の点を基本方針としてお示しし、皆様のご判断を仰ぎたいと存じます。

1. 常に現場で働く者の立場から発言し、教職員の労働条件の維持・改善と権利擁護に取り組み、多くの教職員が納得できる労使協定の締結に努力します。

なお、本学では、2009年度以降、時間外勤務の年間延長時間の上限は、一部を除いて、480時間であり、労働側にとって極めて注意を要する制度となっています。運用上の問題点があった場合には適宜対応したいと思います。

また、専門業務型裁量労働制適用の教員について、みなし労働時間は「1日当たり7時間45分」としてありますが、以前、山口大学教職員組合が実施した調査では深夜・休日を含め、過重な勤務実態が浮き彫りになっており、全体として総点検、見直しが必要な時期にきているのではないかと考えます。特に、勤務時間数報告の平均値が1ヶ月平均で農学部では20時間程度、理学部では10時間程度とみなし労働時間を相当に超過しており、看過できない問題となっています。

2. 現任期中に大きな問題となった「大学院手当問題」については、特に重視して教職員の皆さんに問題点を示し、いただいた意見も踏まえて意見書を作成し提出する等、大学の方針変更を求めてきました。加えて、先般、文科省が打ち出した「国立大学法人における人事給与マネジメント改革」を受ける形で、山口大学当局が労働条件の大きな変更を提起してくる可能性があります。その場合には、吉田事業場で働く方々の利益を最大限擁護する立場で対応します。
3. 協定の締結や就業規則に対する意見提出に際しては、適宜、事業場教職員への情報提供を行うとともに、可能な限り広範な教職員の意見を集約するよう努めます。また、十分な検討期間を確保できるよう、規則改正案等の提示を早めに行うよう大学当局に求めます。大学側の説明については、基本的には人事労務担当副学長以上によることを求めます。
4. 意見書で示した見解については、誠意を持って検討するよう大学側に求めて行きます。
5. 労使協定や就業規則の問題点分析と意見提出およびそれらに関する情報提供や意見集約作業は、以下に示す補佐人各氏及び山口大学教職員組合と協力して進めます。
6. 過半数代表者に選出された際には、次の2氏を労働者代表の補佐人に指名します。  
森下 徹（2017年度山口大学吉田事業場過半数代表、現、教職員組合副委員長）  
井川 志郎（現、教職員組合書記次長）  
この他、吉田事業場衛生委員会の労働者代表委員6名の推薦を行うこととなります。その際は教職員の安全・衛生面での問題点を適宜改善する立場で審議に加わることでできる方を推薦するよう努めます。
7. 職員の懲戒事案に関しては、労働者保護の立場を踏まえた上で、それぞれの事案に客観的に対応します。

以上